

会 議 録

会議の名称	平成25年度第3回緑化審議会				
開催日時	平成26年2月3日(月)午後2時から午後5時15分				
開催場所	いきいきプラザ教育委員会室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・室岡孝洋職務代理、大塚恵美子委員・蜂屋健次委員・佐藤真和委員・金子一男委員・小俣嘉委員・島崎喜美子委員・和田安希代委員・小嶋博司委員・肥沼和夫委員</p> <p>(市事務局) 野崎都市環境部長・小林都市環境部次長・有山みどりの係長・榎本主任・林主事</p> <p>●欠席者：小松賢委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/		傍聴者 数 0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 緑地保護区域の管理状況について</p> <p>(2) 現地視察</p> <p>(3) 諮問事項審議</p> <p>(4) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>都市環境部みどりと環境課みどりの係</p> <p>担当者名 有山</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2744)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 小林都市環境部次長開会。</p> <p>2. 野崎都市環境部長より挨拶。</p> <p>福嶋会長より挨拶。</p>					

3. 議事

○部長（挨拶）

本日、第3回目の緑化審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。前回の緑化審議会で渡部市長より「公共の緑の植生管理のあり方」について諮問させていただきました。当市にとって課題になっていました市内全体の公共の緑をどの様にしていくか、という指針がこれまで無い中で、街路樹や公園や学校の緑等それぞれありますが、実態として施設を所管する担当部署が各々維持管理してきましたが、今後、市として公共の緑をどうするのか基準を設けていくことが重要である為、諮問させていただいた所です。

本日から具体的にお話をいただく事になりますけれども、良いお知恵を頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。それから部屋の壁に写真を貼らせてもらいましたが、これは平成26年度に迎える市施行50周年にあわせまして50景を選定していきたいと考えておりまして、その前段として、昨年「話しあおう東村山の残したい風景・育てたい風景」というテーマで、49名の市民の方に参加いただいたワークショップで街歩きをしていただいた中で、どんな風景があるかとの事で54の風景が選定されています。

これは緑に限ったものではないのですが、結果として、相当数が緑に関連したものになっておりまして、東村山市にとって緑は欠かせないという事だろうと思います。

今後、市民公募による50景を選定し、10月の記念式典の時に公表させていただきたいと考えております。

○会長（挨拶）

前回、渡部市長より諮問をいただきまして、具体的な話を作る必要があります。前回皆様と一緒に意見を出し合い、具体的な方向性をまとめていくことが必要ではないか、という事でご了解をいただいたと思います。その後、職務代理からどんなまとめ方にしたら良いかのご提案をいただきまして、私の意見をお返しして2人で大きな全体のまとめ方を相談しました。今日、委員の方からもご提案をいただきました。こんな形で皆様からご提案やご意見をいただき、議論していくと、長い目で見て、良い森や緑が出来ていくと楽しみにしております。

東村山市は「緑の基本計画」を作っています。これはどちらかと言うと大枠で緑に関してこうあるべきだと考えた結果でありますし、今度はそれを審議会で具体的にどうしていくかという切り口、管理の仕方に具体的な魂を入れていくような仕事をやらなければならないと思いますので「緑の基本計画」をベースに据えながら次のステップとして、現地を見て、このタイプはこの管理の仕方と、皆様で意見を出しながら10年20年経っても活かせるものができたらと期待していますし、それに向けて考えていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。是非よろしく申し上げます。本日の出席状況ですが、小松委員より欠席の連絡が入っております。

○会長

本日の傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局

本日は傍聴希望の方はいません。

○会長

分かりました。

(1) 緑地保護区域の管理状況について

○会長

それでは議事に入っていきたいと思えます。本日は2つの議題が用意されています。1つは「緑地保護区域の管理状況について」ですが、これは毎年議論されている課税等に関する問題を含んでいる内容のものです。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

緑地保護区域について説明させていただきます。資料1・2をご覧ください。資料1につきましては、緑地保護区域に指定しているものを平成26年1月1日現在で一覧にしております。緑地保護区域につきましては、昨年度から変更があったものを説明させていただきますと、3件5筆の緑地保護区域が解除になっております。その内の1件2200㎡は東京都が購入したもの、1件1038㎡については市が購入公有地された事に伴う解除でございます。もう1件は所有者の心身の事情により維持ができないという事由による解除2263㎡、昨年度についてはこの3件5筆合計5501㎡が解除となっております。今年度新規の指定はございませんので、解除のみのご報告とさせていただきます。

資料2が緑地保護区域の中でいくつか抜粋したものを写真と地図を合わせ、資料としております。2-①・2-②につきましては、昨年度もご報告させていただきましたが、緑地保護区域として管理状況があまり改善されていない場所となっております。資料2の③④⑤につきましては所有者の方の落葉掃きや下草管理や枝等が近隣への影響がなく適切に管理されているものを例として挙げております。

緑地保護区域は、固定資産税の減免の対象となりますが、適正に管理されていない場合は、90%の減免になりますので、ここで審議をしていただき決定をさせていただければ、課税資料とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長

今のご説明ですと資料2の③④⑤は管理されているという事で①②が管理されていないという事ですね。①は斜面みたいな所ですか。

○事務局

資料2-①の赤枠で囲った所で北側は斜面になっています。

○会長

この議論は前回もありましたがどんな場所にどんな森を作っていく必要があるのかという方針が不十分なままにきていると思っています。今回の諮問審議のなかで整理できるのではと思っていますが、要は森の下草を全部切っていれば適切に管理されている、切っていなければ管理されていないと単純な議論だけでは駄目だと思っています。やはり、使っている森と使わない森はあると思ひまして、その仕分けを今後していかなければと思います。残念ながら、今の段階では出来ていませんので、これまでの形で対応していくしかないと思っています。資料2-②に関して、この竹藪はこの状態だと傷んで駄目になる。竹は5年以内で入れ替えないといけないという状況があると思ひます。これは管理されていないと言ったらしょうがないのかなと思ひます。ただ所有者の考え方も一方ではあると思ひます。ですから今後の議論の中で「竹林のあり方」も考えていかなければいけないと思ひます。同じ竹藪でも周辺部、例えば人の通行の妨げになる、それから竹の中の所、それぞれで対応が違ってくると思ひます。その辺も問題としてあるという事だけお話ししたいと思ひます。それから資料2-①はどうですか。

○事務局

北川斜面に住宅が有り、管理状況の問い合わせが毎年ある状況です。年末に緑地保護区域の所有者の方に「緑地保護区域の管理状況の確認をしますという事と適切な管理をお願いします。」という内容の文章をお送りさせていただきました。そういった中でも改善が見受けられない状況であります。

○会長

これは手を入れてないから常緑が増えて大きくなっているという事なので「雑木林が自然に戻っていく」という事だと思ひますが、市の方針として資料2-①②については両方とも課税対象になるだろうという事ですか。

○事務局

そう考えております。それ以外の所は適切な管理状況です。

○会長

皆様いかがでしょうか。これまでその方法できたのが、急に裏付けもなく変える事はできな

いというがありますので、今回は前例に従って対応するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。今後皆様で考えていく検討課題にしていきましょう。他はよろしいですか。この①と②は皆様で見たいですね。それでは議事の（１）はよろしいですか。それでは（３）の諮問事項審議に進みましょう。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

審議いただくにあたり資料をご用意しておりますので、確認をお願いいたします。資料３につきましては、会長と職務代理で答申に向けてお作りいただいた章立ての案になります。資料４は、市内全域の航空写真で平成２２年１１月に撮影したものです。市内の緑の状況をご確認いただければと思います。資料５、６につきましては、緑の基本計画の中から抜粋した資料になります。資料７につきましては、第２回緑化審議会会議録になります。そして追加資料として「市立公園・緑地の植生管理」という事で委員からいただいた資料と東村山市史から植生資料になります。また全図に市内の地図に公共緑地・緑地保護区域・都市計画公園等を色別に表示したものを作成しております。緑地の分布状況等、地図を見ながら議論いただければと思います。

○会長

ありがとうございます。東村山市史から出ている第６節植生の趣旨は、どんな森があるのかを見る時にどんな見方が必要なのかという事をこの中にデータとして記載されていたものです。例えば、３４４ページから植物名が出ています。これから見ていく森林の中に出てくる植物が記載されていますので、これを見ながら現地で説明もできます。そしてどんな植物なのかを見ていただいて積み重ねていけば、この森はこれがなくて、これがあるといった議論ができるのではないかと思いますので、現場を見る時はこの資料を持ち歩いてもらえば良いかなと思います。それから東村山市史の資料編３の中に市内に生育している植物のリストが記載されています。この植物について東村山特有の植物等が分かりますのでチェックしてもらえればと思います。

（２）天王森公園の現地視察

○会長（現地にて）

- ・求める機能によって樹種の選定や管理をしていく必要がある。
- ・ソメイヨシノは伸び伸びできる所に植えた方が良いので、街路樹には向いていない。
- ・樹木が腐食するとキノコが出る。（キノコが生えたから腐食するのではない。）
- ・「胴ぶき」と言って幹の途中から枝が出ている樹木があるが、これは木が弱っている証拠で

- ある。上で十分に栄養がとれないので、幹の途中から枝を出して栄養を取ろうとしている。
- ・常緑の木は水分を多く含むので火に強い。
 - ・キンモクセイはオス・メスがあるが、種じゃなく挿し木で増やしている。ちなみに日本にはオスしか入ってきていない。キンモクセイ以外にシギンモクセイ（紫色に近い）やギンモクセイ（メスがいない）がある。
 - ・イチョウは火伏せの木と言われ、水分を多く含んでいるので火事を防ぐ役割がある。
 - ・ヒノキとサワラの見分け方について、ヒノキは葉の裏が「Y」になっていて透けて見えない。サワラは葉の裏が「X」になっていて透けて見える。
 - ・カエデは生活環境によってオス・メスに変化する。
 - ・雑木林はシュロやトウネズミモチ等の外来種が多く入ってくる状態である。
 - ・楠の木は葉の裏に脈があり、葉を折ると匂いがする。しょうのうの元にもなっている。
 - ・桜は花が咲くと綺麗なので街路樹として植えられる事が多いが、根が弱いので街路樹に植栽するなら根を守る工夫などをしないといけない。桜については、答申に盛り込んでいくようにしましょう。
 - ・アカマツやクロマツは葉が固く樹皮が黒いのが特徴である。
 - ・ケヤキ等の高木を植える時に若い木で丁度良い大きさに植える事が多いが、年数が経てば高さ20m程に成長するので将来を考えて植えないといけない。
 - ・冬に花が咲くビワはバラの仲間です。

(3) 諮問事項審議

○会長

再開したいと思います。本日の議事（2）の諮問事項審議という事で、お手元に2つの資料が用意されております。1つは、公共の緑の植生管理のあり方について、答申の章立ての案となります。次に追加資料として「市立公園の緑地の植生管理」という事で委員の方にお考えいただいたものです。初めに答申の章立ての案に関しての背景についてご紹介いたします。

「東村山市緑の基本計画2011」は、都市緑地法が基になっていて、平成6年に緑地保全及び緑化推進に関する基本計画を市町村が主体となって策定する制度として作ったものがあります。「緑をどう管理してどんな緑を作りたい・残したい」という事が書かれています。これは具体的にその森をどう管理していくかは書かれていません。ですから審議会では、更に細かい具体的なものを作っていくという認識です。

委員の方にご提案いただいた資料も具体的な内容になっていますので、この意見をベースに

議論していきたいと思います。それを答申の章立ての案に盛り込んでいきたいと思います。

それではご提案内容のご説明をお願いできますか。

○委員

私なりに3本の柱で案を考えてみました。「市立公園・緑地の植生管理」「野火止用水の植生管理」「多摩湖緑地の植生管理」です。

「市立公園・緑地の植生管理」について、植栽時に将来の木の姿を想定して植栽すれば良いのですが、狭い空間にケヤキを植えて5年、10年経ち大木になり、やむを得ず剪定するという状況があります。市の公園等に植栽する時は、植栽時に将来の事を考える。10年以上経過すると1年毎の伸びが早く、大木になる木がたくさんあるので管理は人為的に手を加えなければいけないので、1～2年のサイクルで剪定や刈り込み作業をしなくてはならない。4～5年手を加えないと大きくなり、太い枝を剪定することによって樹形も変化してしまい、ケヤキの様相をなくしてしまうような状況もある。

「野火止用水の植生管理」について、現在の状況は、大木になって道路や民家に接している場所の太枝を剪定する事で木が衰弱している状況です。環境保全という意味で考えていくと、大木はそれなりの枝おろしや剪定をする。また衰弱した木は伐採して撤去してしまう。将来を考えるとそこに合う木を植栽していくのが良いと思います。

「多摩湖緑地」の植生管理について、ここは人があまり入らない状況であり、それなりに手を入れるとなると下草を整理して見通し・風通しをよくしていくのも1つの方法かと思います。多摩湖緑地にあるクヌギ・コナラも50年くらいの木だと伐採して新しく芽を吹かすといった萌芽更新は難しい面もあるので、どうしていくか議論できればと思います。

○会長

ありがとうございます。具体的な内容に関して、専門的立場で整理していただいて大変分かりやすくまとめていただいたものです。10年経つと成長スピードが速くなり途中から急に伸びていくものです。ケヤキも植える時に将来の事を計算していないので、20mくらいになる木を10m程の高さをイメージして植えている。ケヤキに対する愛着、武蔵野の森はケヤキが1つの大事な構成種、特に街路樹として青梅街道や五日市街道等に昔の人が作ったとても良い林が昔からの愛着があるのでなかなか使わないという事にはならない。しかしもう一方では10年経つと急に伸びてしまうので、管理の状況について考えていけないですね。

委員の方からご説明いただいた内容に関してご質問等ございますか。

○委員

緑地とかいわゆる自然の雑木林の管理をどうしていくのかを皆様で考えていきたいです。

○会長

多摩湖緑地の植生管理の事になりますか。

○委員

多摩湖緑地の話が出ましたが、公有地化を進めている。今後、管理をしていくことが求められる。理想の姿がそのままのものなのか、手入れをしたものなのか、違いがよく分からないのだが、実際はほとんど手入れをしてないのが現状であり、地元からは何とかならないのかという声も出ている。市としてどう管理していくのか、時間がかかるにしても具体的な案を地元を示したいというがあるので、管理する所とそのまま残す所の違いを示していただけるとありがたいです。

○会長

ご指摘をいただいた「管理をする所」「そのまま残す所」をどんな形にしていくか大きな問題だと思います。大きく植生管理というと2つのアプローチがありまして、1つは「手を加える管理」、もう1つは「手を加えない管理」これも植生管理です。

例えばブナ林、富士山の針葉樹林等は、手を加えない方が良くて手を加えるとおかしくなってしまう。もっと良い例が釧路湿原で重機を入れたらおかしくなってしまう。これは管理をしてはいけない所になります。片方は私達を取り巻く文化の1つの歴史背景を持つ自然、例えば阿蘇の草原はあの場所で生育している植物もたくさんあるし、それに依存している動物もいます。森があって草原があるのでキツネやウサギも住んでいて、他にはない生き物の生活空間になっています。それは放牧をする為に火を入れて森林を切り開いて、木が減ってくると火を入れてと維持してきた訳です。手を入れなくなると昔あった森林に戻ってしまいます。これは手を入れないといけない植生管理の方法です。多摩湖緑地もある意味ではそれが言えます。雑木林というのは、元々武蔵野台地は昔「焼畑」が行われていたが、畑耕作はほとんど行われていません。

昔の文献で武蔵野に入ってきたら馬に乗った人が持っていた弓さえも見えないくらい草木が生えていた所で藪であったとあります。そんな場所では大きな木がなかった所と言えます。大きな木がなかった所に雑木林を作った、ですから雑木林に木を植える事によって維持されてきました。またそれが薪や炭になり落葉を肥料にして風を防いできました。10～15年で木を切って薪や炭にして江戸の町に出した。それが放置されていったという事で荒れたという言葉で議論されています。基本的には、人間が作った林ですから手を入れなければいけないタイプの植生管理の仕方です。ただし、何でも手を入れたら良いという話ではないです。つまり、人間が利用しなくなった現在の姿では、何かしらの機能分担をしなければいけませんし、人が手を加えて維持したい所には積極的に手を入れないといけません。逆に、手を入れない方が良い所、例えば斜面等は雑木林の姿を残す必要はないので自然に任せて、むしろ、土砂崩れを防

ぐ等の議論をすれば良いと思います。それを考えていくとおのずと東村山の森林もタイプ分けが出来ると考えています。

もう1つは手を入れる所を考えていくと樹齢が違うという事です。どこを見ても40～50年の木が多いです。コナラ・クヌギは伐採して芽が出るのは10～20年くらいのものでよく出ます。ところが40～50年経つと次のひこばえが出ません。仮に出ても弱いものしか出ないので植え替える事が必要になってくるので植え替え方もどうするかの議論も必要になってくると思います。一斉に全部切って植え替えるというのは、市民感情を考えても無理があります。そうなるテクニックとしてどんな方法があるか考えないといけません。また場所によっては萌芽更新しなくても良いと思います。100年近く健全な形にしておけば生きますので健全な形に維持できれば大きな木を残すのは問題ないと思います。その為には下草の管理をしっかりする事・競争関係の木を除く事も必要だと思います。ですから、場所によって何を求めるか、こういう状況であればこうした方が良く具体的な場所で皆様で考えていけば良いと思います。するとタイプ分けができると思うので「この場所ではこのタイプの管理が良い。」とか、市の森林でこの半分はこのタイプ、斜面はこのタイプだと話できればより良い答申の中身に持っていけると思います。皆様で時間の許す限り現場を見てこれはこういうタイプの管理の仕方だと議論できればと思います。今度は章立てに関しての話となります。

○委員

時間の無い中で答申をどうするかを考えた案なので、内容は具体的な章立て案になりましたが、時間があれば議論してから章立てをした方が良くと思いますがどうでしょうか。

○会長

章立ての大きな章に関しては、とても良く作っていただいております。細かい部分は私が手を入れました。中身に関してはこれから十分に議論するという前提で考えてみました。

第1章は、全体として諮問を受けて、それに関して議論した結果こうまとめましたというの事を書こうと考えています。

第2章は、皆様のお手元にある「緑の基本計画」の関係でこうしたいという概要的なものを作成していただきましたので、それを具体的に審議会としてどの部分を担当するかを明確にして、植生状況を書いたらどうかとの考えになります。

第3章は、それぞれの場所の特徴と問題点を書いていったらどうか。それにはまず大きな緑地・施設の中の緑地・用水・河川・緑地保護区域・雑木林をカテゴリー分けしてタイプ毎の考えをまとめてみてはどうだろうか。その他の緑に関しては、街路樹の現状と今後の管理の仕方を書いていければ良いかなと。そして保存樹木のあり方、竹藪をどう考えていくのかも必要ではないかなと思います。

第4章は、具体的にどう管理していくべきかを検討していく。その時には20～30年先を見越した管理のあり方を考えていく必要があると思います。タイプ分けして管理が違うという事が出来ればと考えています。

第5章は、具体的な提案の中で課題があるのか、どうすれば解決できるかの考えになります。その他に関して今までどんな審議をしてきたかになります。

これは1つの案として、章立てはこのくらいかなとイメージはしておりますので、叩き台として皆様で見ただけであれば、中身もどんどん膨らんでくると思います。

○委員

市と協働で「緑の基本計画を実現する市民会議」を行っていて、その中で重点施策があり、多摩湖緑地の保全、野火止用水の保全、空堀川旧河川に新たな緑を創る、という3グループに分かれて検討しています。今後、市に提案できるよう意見をまとめていく予定なので、審議会へもお伝えしたいと思います。

○会長

材料がたくさんあれば、より良い議論ができるし、答申に厚みも出てくると思いますのでお願いします。

○委員

今の話にリンクしますが、答申を求められているのは8月まで。そうするとスケジュールの中で、5月を目標に提案をまとめていくが、場合によっては答申に反映できない可能性もあるので、ざっくりとした提案資料でも良いのであれば出していきたいと思います。

○会長

私もそう思います。皆様が集まって議論するのは難しい。審議会を8月までに開けるのが2回くらいなので2回をいつ開くか。1回目は5月頃開いて、2回目は答申の時になりますか。

○事務局

最終的な議論をしていただいて、その後答申の形になります。

○会長

8月までに審議会を2回は開ける。それとは別に作業部会として現場を歩くという形が必要かなと思います。そうすると8月までに答申を出すとなると5月に1回開いて8月に開いて答申を出す形ですね。正式な答申は8月じゃなくても良いのですか。

○事務局

答申は会長と事務局で答申案を作成し、委員皆様に確認いただいて、答申する時は、例えば会長が代表で市長に渡す方法もあるので、なるべく前の議論を厚くするには、そういう事も可能だと思います。

○会長

個人的には、審議会の方に市長へ来ていただいて答申を渡せればと思います。単にセレモニーではなく皆様で作成したという事を見てもらえればと思います。

○委員

答申文の中には審議会メンバーの名前も書かれる訳ですが、答申案については皆様で議論して納得したものを出すので時間は必要になってくるので、5月頃に開いた時は、答申案はまだ固まってないと思うので、5～8月の間で答申案が固まった段階で議論しなくてはいけない。

○委員

8月は事務局のスケジュールで決めたのですか。

○事務局

来年度の予算や実施計画などへ反映させていくためには、そのくらいの時期までにいただけると良いと思っています。

○委員

次回会議が5月で、次に8月となるとタイトなスケジュールになるので、できれば作業部会を間に入れて、その日程は会長と事務局で決めていただいて、審議会委員の皆様にご案内してもらい都合が合う委員が出てもらう形にしないとスケジュール的に厳しいのではないのでしょうか。現地を見るのは公式な審議会で見、中での作業は作業部会でやらないとまとめていくのは難しいかなと思います。だから5月ではなくできるだけ早い時期に1回現場を見ていただく形で3月頃できれば良いかなと思います。

○会長

イメージとしては3、4月に作業部会をスタートしていく形ですね。事務局としてはどうですか。

○事務局

審議会の開催は、新年度であれば可能です。

○会長

4月はどうでしょうか。そこでまた議論ができると思います。その前に3月頃に現場を見る事ができればと考えています。

○委員

現場視察は公式な審議会じゃないと事故等があった時の対応が難しいと思います。そうすると任意で見る事になると思います。理想は公式な審議会として見るのが良いと思います。

○事務局

できたら公式な審議会で見えていただいで内部の議論については作業部会で進めると良いと考えています。

○会長

様々なタイプの緑もあるから2回では足りないと思います。だから審議会として公式に動く所と審議会委員が任意で動くしかないと思います。そうでないとスケジュール的にも難しいかなと思います。

○委員

そのあたりの整理ができれば良いかなと思います。

○会長

審議会として開くけども2回では時間が足りないというのが前提であるのでどこまで整理するかだと思います。

○事務局

率直に申し上げて委員報酬を考えると今の日数になってしまいます。もし任意で現場を歩くことになれば別途保険等に対応できるかなと思います。

○会長

1つネックになるのが保険だろうと思っています。ボランティア保険だとそんなに高くないと思うのでそれを掛けてもらえれば良いかなと思います。車は用意していただきたいと思いません。

○委員

日当や賃金は別になくても構わないが、現地観察するには車での移動が必要となるので、ある程度公的な立場で動いている事にしないと難しいと思います。審議会で作業部会を設置すると決めて、事務局の随同行という位置付けにする形はどうか。

○事務局

そう言っていただけると非常に助かります。

○会長

事務的にも問題の起こらないような形でお願いしたいと思います。現場を見て確認する事が大切なので。そうすると3月でも芽が出始めた頃から動けると思います。日当は出ないようですが皆様協力していただけますか。

(全委員賛同)

そうしたら3月頃から動けると思います。審議会委員の皆さんで同じ目線で見てもらうのが大切な事であり、審議会委員の方が別な所に行っても、このタイプはあそこと同じだから、この管理の仕方が必要と言ってもらえるようになるのではと思います。

○委員

会長がおっしゃったように同じ目線で議論を深めるには、メーリングリストを作成していただいて連絡が取れるようになると、事前に提案などの資料を配布する事ができると思うので、事務局に提案したいのですがよろしいですか。

○会長

事務局に集めますか。個人的にやるのは大変でしょうから、事務局に提案等を集めて事務局から必要に応じて配信や手紙を送る形はどうでしょうか。

○事務局

メーリングリストのお話が出ましたが、審議会委員の皆様で共有しても良いパソコンのアドレスにいただくか、携帯のメールアドレスにご連絡にするのか、一斉配信か、個々の配信にするか、といった形式については個々に合わせて対応させていただきます。

○会長

個人的にやると配信した所、配信されていない所と出てきてしまう可能性があるので、一本に集約して手紙やメールで欲しい方がいれは個々にお知らせすれば良いと思います。現在ここまで話が出ましたとか、情報を提供してもらう事について私は良い事だと思います。

○委員

そういう点では事務局を通してのやりとりより、提案を投げた瞬間に共有できると思うので可能な範囲で情報を共有するという点で、メーリングリストの提案は良いと思います。

○会長

今、2つ案が出てきましたがどうでしょうか。事務局に投げて事務局から出してもらうのかメーリングリストを作成してすぐ共有できる形なのか。

○委員

もちろんメーリングリストの方がタイムラグもなくて良いと思いますが、まずパソコンを持って参加できる方がいるかを確認してから決めても良いと思います。

○会長

アドレス等々の情報については、各々事務局に伝えて下さい。パソコンが嫌だと言う方もいるかもしれません。いずれにしてもリストを作成してもらえたらと思います。

そうしたら3月頃から動きますか。皆様で集まって現場視察する形で車や保険等はサポートしてもらい動いていく形にしましょう。審議会は2回を予定するとしてそれ以外で任意の部会は現場視察という形にしましょう。3月の皆様のご都合はいかがでしょうか。

○事務局

(候補日提案)

○会長

3月24日にしましょう。

行く場所は事務局と相談して決めます。本日全生園の資料も出しているの現場視察しましょう。東村山中央公園も良いですね。

○事務局

全生園の北側地区には緑地保護区域として指定している所もありますので、そういう所もあわせて見ていただく事ができると思います。

○委員

施設の緑の所に学校の緑を入れてもらえる良いかなと思います。

○委員

23区の学校だと「学校の緑の計画」を持っている所が多いと聞いた事があります。市内の学校だと統一したものがなくて学校でも困っていて2～3年に一度の強剪定になってしまう状況です。

○会長

前回の現地視察で東村山第1中学校南側の野火止用水を視察しました。あそこは雑木林の名残がありました。なかなか同じような場所はありません。そういう様々な情報をどんどん審議会に流して提供していただけると議論が深まると思います。

○委員

全生園もNPO等が活動しているという事で樹木調査のデータ等があるのですか。

○委員

緑を守る市民協議会の活動は、春と秋の年2回の緑の祭典の開催と全生園内の樹木剪定を行っています。

○委員

入所者自治会の中に緑化委員会がありますよね。その中に様々な資料があると思います。

○会長

細かいデータがある所無い所様々だと思います。答申は基本的には様々な場所も入れたいのですが、市全体の緑、こういうタイプの所はこう管理できるという事が核になると思います。こういう所が例としてあるという形は良いが、ここをどうするか議論になると答申よりも場所の説明になってしまいます。審議会のねらいは、市の緑はこのタイプの所はこう管理していくと言ったように、タイプ分けしていけば何十年間も使えるものになると思っています。

○委員

現地視察ですが、3月24日に1回、4月に1回の2回の日程で足りませんか。

○会長

平坦地はかなりタイプ分けできると思います。あとは人が作った所をどうタイプ分けできるかです。

○委員

保存樹林の特徴的な所はありますか。

○会長

問題は木の大きさに、大きな木が多いのか若い木が多いのか。

○委員

いずれにしても全部見るのは無理でしょうから、会長と事務局で相談しながら決めていただくという形でお願いしたいです。ただ強剪定しないで自然のままの保存樹林が少なくなってきましたが、市内に2箇所程あると思うのでそういう素晴らしい自然のままの木を剪定しないで管理している所を是非見てもらいたいです。

○委員

淵の森緑地はどうですか。すごく手入れをしていると思いますが。

○事務局

1月19日の淵の森の保全活動に参加しておりますが、やはり監督がいらっしゃるという事で、当日200名を超える方が参加されておりました。この緑地もあまり手を入れず下草刈りと散策路の修理を行っているという状況です。

○会長

可能な限り皆様で見ていきましょう。そうすると次回は3月24日の午後に決めましたのであるべくたくさんの方の所を回れば良いと思います。

資料4を見てもらいまして、いくつかの緑の集まりが航空写真でわかりますし、資料5には樹林地や農地が出ています。資料6は、市内の植物群落のタイプが示されています。これが緑の実態になります。見ていただきますと、どういうタイプの林として維持するか、残す種はこれとこれというのが出てきますので管理の仕方が違ってきます。それが植生図というものです。

○委員

進め方で気になっている所がありまして、審議会で話し合いをして方向性を出していくと思いますが、例えば桜をとっても桜がどういう性質を持っているのか。「切る」「切らない」での対立もあると思います。会長がいらっしゃる中で審議会の委員だけで議論しているのがもったいないのが1つです。単にパブリックコメントとして意見を聞く事なのか、方向が出てからで

も例えばシンポジウムみたいなもので市民が参加できて、この街の緑のあり方について学べて意見交換できて知る事ができる機会があれば良いと思います。

○会長

私がこの相談を受けた時に申し上げたのは、市長からの諮問にした方が良い。つまりワーキングで話してこうしたら良いだけでは動かない。その為にはデータを整理して市長に提案し、市長はそれを受けてやりますと言えるくらいのものである必要があるということです。その為に審議会として力を入れないといけないし、市としても答申を受けたからにはやらなければいけないというそれぞれのプライドを持ったものを作らないといけないと考えています。個人的に東村山市のアプローチはとても良いものだと思っていますし、他市にも影響を与えるものができると思っています。

○委員

職員が木の剪定作業を行いますが、桜の剪定について恐怖心を持っています。剪定する事によって反対意見が出るのではないかと、つまり、木の性質を知らないで無用な口論になってしまうという懸念があります。どこかの場所で会長に講師としてシンポジウムみたいな形式で広義いただけると無用な論争もしないですむのではないかと思います。

○会長

それは検討させていただきます。当初考えていたのは、市が動く時に市の責任でやるんだという事の裏付けがしっかり持っていただく事が重要ではないかと思い、諮問してもらった方が良いのではないかとご提案をしました。

今のお話は、それを市民にこういう積み上げによってこれが出来た事を知っていただく、または意見を聞くとの話だと思っていますので、次の段階でご相談しながら考えたいと思います。

当面は良いものを作っていけるように頑張りましょう。それでは今日は終わりにしたいと思います。

4. 閉会

※会議資料をご覧になりたい方は、みどりと公園課窓口まで、おいで下さい。